

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
令和4年度(2022年度) 第4回会議 次第

令和4年(2022年)12月23日(金)
午前10時00分~午前12時00分
市役所本庁舎8階801会議室

1 開 会

(1) 委員の変更について

2 報 告

(1) 産後ケア事業の拡充について

(2) 子どもの生活実態調査の中間報告について

(3) 養育費確保支援事業の実施について

(4) すくすく てくてく 子育て応援給付事業 ~産後家事・育児支援を拡充~
について

(5) 八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について

3 議 題

(1) 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

4 その他

5 閉 会

【配付資料】

- 資料1 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿
資料2 産後ケア事業の拡充について
資料3 子どもの生活実態調査の中間報告について
資料4 養育費確保支援事業の実施について
資料5 すくすく てくてく 子育て応援給付事業~産後家事・育児支援事業を拡充~
資料6 八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について
資料7 1 子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
資料7 2 (別紙1)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直し
のための考え方について
資料7 3 (別紙2)各事業の実績と乖離状況
参考資料 子ども・子育て支援事業計画
参考資料 2022-2023 子育てガイドブック

資料 1

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿【委員どまり】

(任期：2021年4月1日～2024年3月31日)

部会①・・・・・・・・・・児童福祉施設等認可部会

部会②・・・・・・・・・・重大事故検証部会

氏名五十音順 2022.12.01

	氏名	フリガナ	所属等	部会①	部会②	備考
1	石井 淳	イイ アツ	八王子市私立保育園協会	○	△	部会② 事故発生場所による
2	石田 健太郎	イダ ケンタロウ	明星大学	○		部会① 部会長
3	井上 竜太	イノウエ リュウタ	八王子市公立中学校長会			令和4年4月1日就任
4	岩本 ゆりな	イワモト ユリナ	市民委員			
5	串田 和士	クシダ カズシ	八王子市私立幼稚園協会	○	△	部会② 事故発生場所による
6	久保井 奈美	クボイ ナミ	市民委員			
7	小寺 明子	コテラ アキコ	市民委員	○		
8	櫻井 励造	サクライ レイゾウ	八王子市立中学校PTA連合会			令和4年12月1日就任
9	澤井 菊男	サワイ キクオ	八王子市民生委員児童委員協議会			
10	早乙女 進一	ソトメ シンイチ	東京都立八王子拓真高等学校			
11	高倉 裕香	タカクラ ユカ	八王子市民活動協議会			
12	高橋 香里	タカハシ カリ	市民委員	○		
13	高橋 雅美	タカハシ マサミ	八王子市立小学校PTA連合会			
14	前原 教久	マエハラ ケイキウ	八王子市町会自治会連合会	○		
15	町田 利恵	マチダ リヱ	八王子商工会議所	○		
16	松丸 渉	マツマル ショウ	八王子市公立小学校長会		△	○ 副会長 部会② 事故発生場所による
17	森田 亮	モリタ リョウ	連合南多摩地区協議会	○		令和4年3月1日就任
18	師岡 章	モロガ アキラ	白梅学園大学		○	◎ 会長

部会②のメンバーは、審議前・審議中非公開とします。

八王子市 産後ケア事業 ご案内



産後のお母さんを応援します。

利用できる方

次の全てにあてはまる方

- 八王子市に住所がある方
- ご家族から十分な援助が受けられない方
- 育児不安や心身の不調がある方
感染症にかかっている方、もしくは入院加療の必要がある方を除く。

産後ケアの内容

自宅や医療機関、助産所等で、お母さんや赤ちゃんの体調に合わせて、助産師によるケアを受けることができます。医療行為は含まれません。

また、預かり保育はありません。

- お母さんのケア（授乳ケアなど）
- 赤ちゃんのケア（健康状態のチェック）
- 授乳・沐浴の相談や指導、育児相談等

産後ケアの種類

令和4年（2022年）12月1日から通所型ショート スタート！

種類 内容	宿泊型	通所型		訪問型
		ロング	ショート	
	医療機関に宿泊し、ケアを受けられます。	施設で日帰りのケアを受けられます。		助産師の訪問により、ケアを受けられます。
利用期間	産後4か月未満	産後1年未満		
利用料金 (自己負担分) 1・2・3	1泊6,000円	1回3,000円	1回1,300円	1回1,600円
利用時間	医療機関によって異なります	6時間以内	2時間以内	2時間以内
利用回数 4・5	7日まで(分割利用可)	原則として合わせて6回まで		
利用可能日	土日祝日も相談可能	月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く)		

サービス提供施設の情報については
こちらでご確認ください。



八南助産師会(通所型ショート・
訪問型)の情報についてはこちら
でご確認ください。



- 1: 市民税非課税世帯・生活保護世帯は、利用料金が減額または免除になります。
- 2: 多胎のお子さんの場合、2人目からの利用の自己負担はありません。
- 3: 費用相当額は宿泊型30,000円、通所型ロング15,000円、通所型ショート6,500円、訪問型8,000円のうち、公費負担を除き、自己負担は2割です。
- 4: 通所型・訪問型は、さらにケアが必要な場合は7回まで利用できます。
- 5: 宿泊数と料金の数え方 宿泊型の利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなします。

例 2泊3日利用 利用日数: 3日 利用料金: 2泊分 12,000円
1泊2日利用×2回 利用日数: 4日 利用料金: 2泊分 12,000円

利用申請の流れ



1 利用申請

出産後、保健福祉センターに電話、電子申請、直接来所のいずれかの方法にてお申込みください。
申請書はホームページからダウンロードできます。
申請時、保健師等が状況を伺います。

申請受付時間（電話・来所）月曜日～金曜日（祝休日・休館日を除く）9時～16時

電子申請の詳細についてはこちら



からご覧ください。

2 決定通知

申請内容を審査の上、利用承認通知書を、ご自宅等に郵送いたします。



3 予約



利用承認通知書が届いた後に、希望するサービス提供施設又は助産師に、電話で直接予約をしてください。

予約受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝休日を除く）9時～16時

予約の状況により、ご希望の日程にご利用いただけないことがあります。
施設見学をご希望の方は、施設に直接ご相談ください。

予約後のキャンセルについては、可能な限り利用予定日前日 17 時までに、利用予定施設または助産師に電話してください。

4 利用

利用料金はサービス提供施設又は助産師に、お支払いください。



利用申請・問い合わせ先

お気軽にご相談ください



大横保健福祉センター	大横町 11-35	電話 625 9200	FAX 627-5887
東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	電話 667 1331	FAX 667-7829
南大沢保健福祉センター	南大沢 2-27 1階	電話 679-2205	FAX 679-2214

受付時間:月曜日から金曜日の9時から16時まで(年末年始、祝休日を除く)

東浅川保健福祉センターは毎月第2月曜日休館
申請にあたり手話通訳が必要な場合はご相談ください

産後ケア事業の拡充について

令和4年(2022年)12月から、妊娠期からの切れ目のない支援体制のより一層の充実を目的として、産後ケア事業に新たなサービス類型を追加したため、その内容について報告します。

記

1 報告内容

これまでの産後ケア事業の「通所型」について、「通所型ロング」と名称変更し、新たに「通所型ショート」を追加することで、産後ケア事業通所型を拡充しました。

2 通所型ショートの内容

(1) ケアの内容

助産院や相談室で助産師による母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、心身のケア及び育児サポートを実施します。

(2) 利用料金(自己負担額)

1,300円(1回)

(3) 利用時間

2時間以内

(4) 実施場所

市内助産所(7か所)

3 開始時期

令和4年(2022年)12月1日

令和4年(2022年)12月23日
 児童福祉専門分科会資料
 子ども家庭部子どものしあわせ課

子どもの生活実態調査の中間報告について

1 報告趣旨

令和4年度(2022年度)に実施した子どもの生活実態調査について、分析を委託している都立大学から中間報告が提出されたため、その内容を報告する。

2 報告内容

(1) 調査の概要

ア 目的

八王子市の学齢期の子どもがいる家庭の生活実態や困りごと、経済状況などを具体的に把握し、今後の子ども・子育て世帯に係る施策に反映する。

イ 対象者

八王子市立小学校5年生及び義務教育学校5年生、並びに市立中学校2年生及び義務教育学校8年生、並びにその保護者(以下、小学5年生には義務教育学校5年生を、中学2年生には義務教育学校8年生を含む)。

ウ 実施時期・調査方法

令和4年(2022年)5月、学校配布・学校回収

エ 対象者数及び回収数(率)

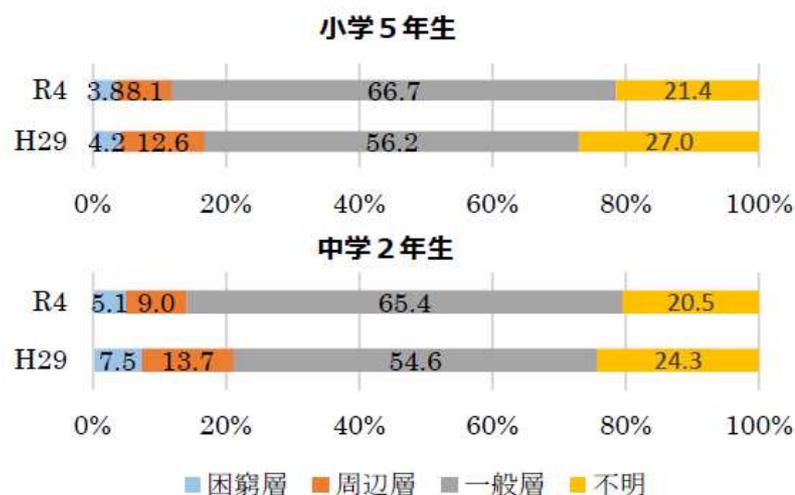
	今回調査			(参考)前回(H29)調査		
	対象者数	子ども票	保護者票	対象者数	子ども票	保護者票
合計	8,676	6,611	6,629	9,201	2,872	2,879
	-	76.2%	76.4%	-	31.2%	31.3%
小学5年生	4,408	3,485	3,501	4,813	1,618	1,623
	-	79.1%	79.4%	-	33.6%	33.7%
中学2年生	4,268	3,126	3,128	4,388	1,254	1,256
	-	73.2%	73.3%	-	28.6%	28.6%

(2) 報告の概要

ア 生活困難を抱える子どもの割合

生活困難の割合は、小学5年生で困窮層 3.8%・周辺層 8.1%、中学2年生では困窮層 5.1%・周辺層 9.0%であった。

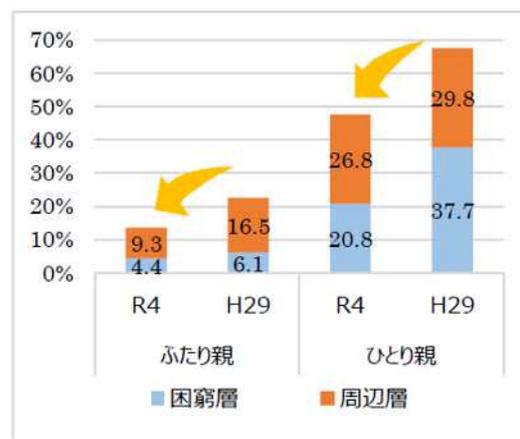
前回調査に比べ、困窮層・周辺層は少なくなっているものの、依然としてひとり親世帯の困難度は高くなっている。



世帯タイプ別の生活困難度 (R4、H29)



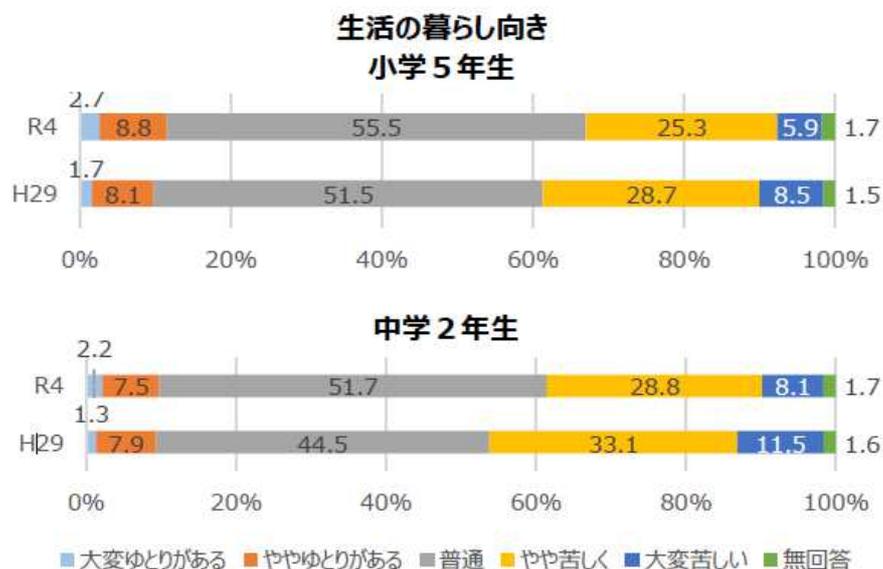
小学5年生



中学2年生

イ 家計の状況

前回調査と比べ、家計の状況が厳しい家庭の割合は少なくなっている。



ウ コロナ禍による親の就労と収入の変化

コロナ禍によって母親・父親の 12.0~16.0%が収入減少、5.8~8.6%が希望しない労働時間の減少を経験。また、収入の減少等を経験した割合は困窮層、周辺層、一般層の順に高くなっている。

コロナ禍による母親・父親の就労・収入への影響



エ 家事と家族の世話や介護の状況

家事を毎日2時間以上する小学5年生は1.5%、中学2年生は2.2%。中学2年生の周辺層では、1割以上が毎日2時間以上家事をしている。

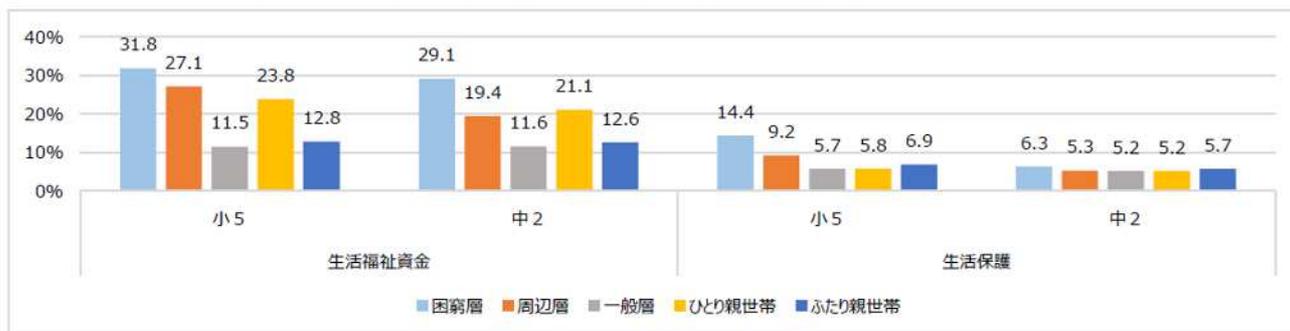
家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）をする頻度（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別



オ 制度の認知状況

生活福祉資金について「全く知らなかった」と回答した方は、一般層、周辺層、困窮層の順に低く、ふたり親世帯に比べひとり親世帯の方が低くなっている。また、困窮層では、約3割が「全く知らなかった」と答えている。生活保護制度について「全く知らなかった」と回答した方は、小学5年生の困窮層で1割を超えている。

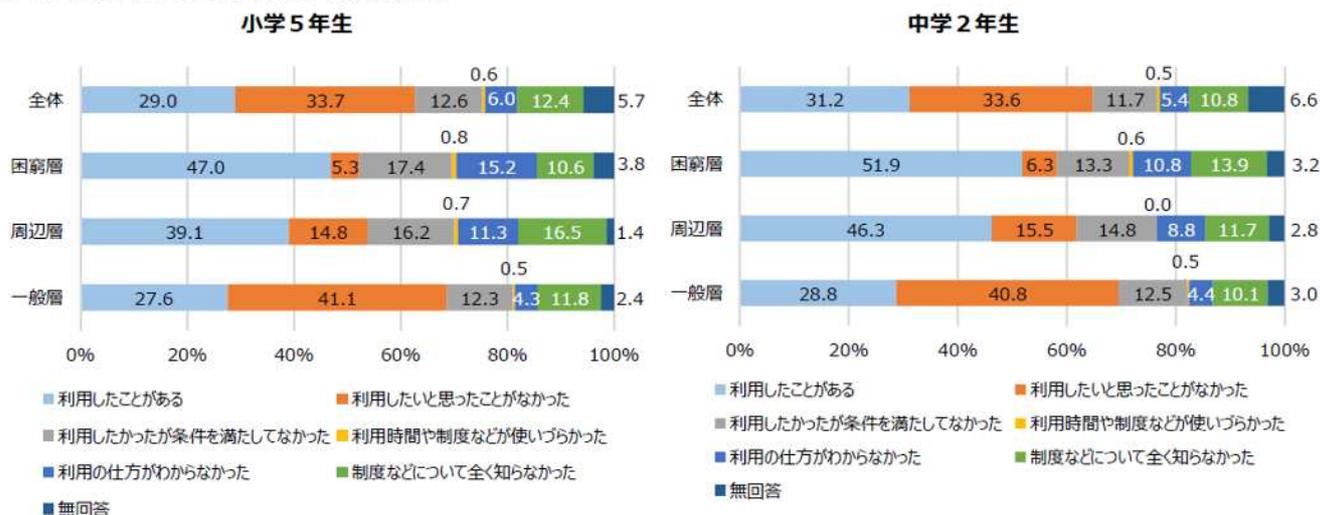
制度を「まったく知らなかった」保護者の割合（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別、世帯タイプ別



カ 新型コロナウイルス関連の給付金の利用状況

新型コロナウイルス関連の給付金は、小学5年生世帯の29.0%、中学2年生世帯の31.2%が利用したことがある。利用割合は困窮層、周辺層、一般層の順に高い。一方で「利用の仕方がわからなかった」「制度などについて全く知らなかった」と回答した割合も生活困難層の方が一般層よりも高い。

新型コロナウイルスに関連する給付金の利用状況



(3) 報告内容の活用

- ア 中間報告で示された課題については、令和5年度(2023年度)当初予算に反映
一部事業については令和4年度(2022年度)中に実施
- イ 令和4年度(2022年度)末に都立大学から提出される報告書をもとに、令和6年度(2024年度)当初予算に反映
緊急に対応が必要なものは補正予算で対応
- ウ 次期子ども・若者育成支援計画(令和7年度(2025年度)~)に反映

令和4年(2022年)12月23日
 児童福祉専門分科会説明資料
 子ども家庭部子育て支援課

養育費確保支援事業の実施について

子どもの監護・教育のための資金となる養育費を確保し、離婚後のひとり親家庭の安定した生活と子どもの健全育成に資することを目的として、令和5年(2023年)1月から、養育費確保支援事業を開始するため、その内容について報告します。

1 報告内容

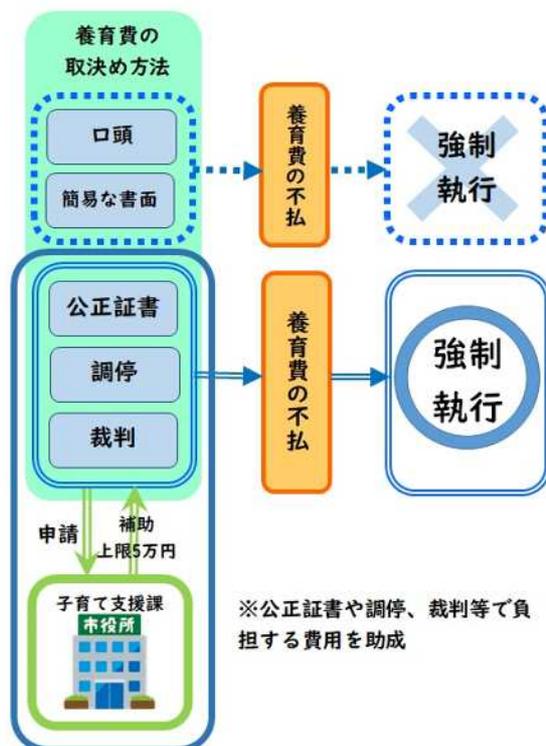
(1) 養育費確保支援事業の内容

養育費を適切に確保するため、取り決め段階からの支援を行い、公正証書を作成する費用等について補助するとともに、養育費が不払いとなった際に養育費の立替を行う保証会社の保証料を補助する。

ア 公正証書作成支援等補助

公正証書の作成手数料や、調停・裁判等での収入印紙代等を補助 (補助限度額 5万円)

参考

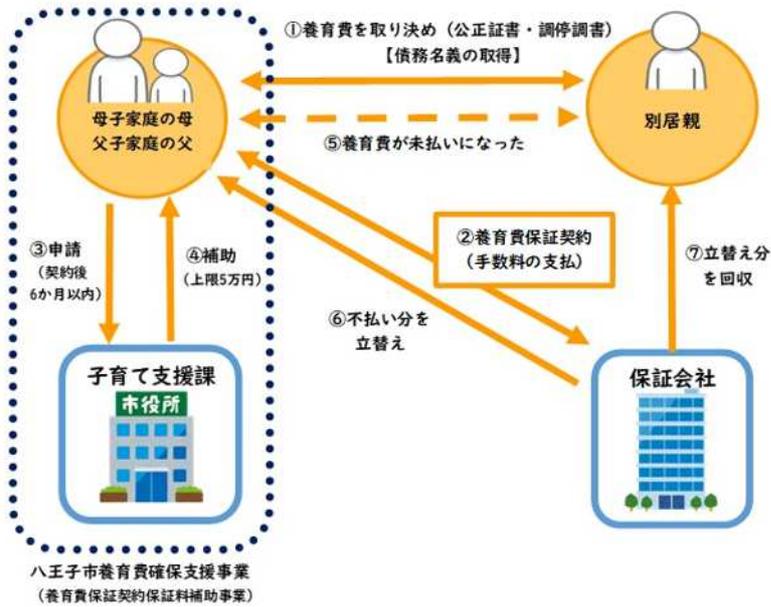


八王子市養育費確保支援事業
 (公正証書作成支援等補助事業)

イ 養育費保証契約保証料補助

対象者が契約した養育費保証契約の保証料の一部を補助（補助限度額 5万円）

参考



（2）対象者等

ア 対象者

令和5年（2023年）1月1日以降公正証書等の費用や養育費保証契約保証料を支払ったひとり親家庭の親

イ 見込件数

公正証書作成支援等補助 10件 養育費保証契約保証料補助 10件

2 今後のスケジュール

令和5年（2023年）広報はちおうじ1月15日号及びひとり親家庭支援情報メールマガジン「はちエール」等にて周知予定

すくすく てくてく 子育て応援給付事業

～産後家事・育児支援事業を拡充～

コロナ禍において、保育園や幼稚園などの保育サービスを利用していない対象家庭に対し、家事負担の軽減を図るために、家事支援用品の購入支援を行います。

「ロボット掃除機」「食器洗い機」「電気調理器」等の時短・スマート家電購入できるよう、申請のあった家庭に対して、家電販売店で使用できるクーポンまたは、専用サイトで使用できるポイントを給付します。

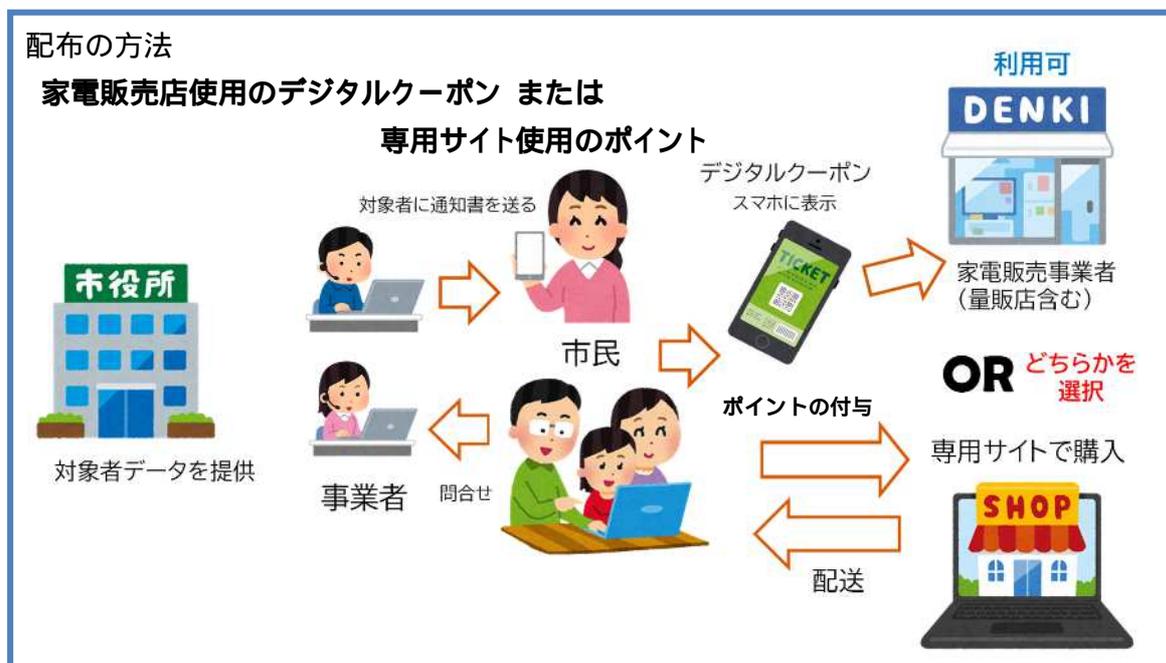
1 対象年齢(令和4年3月31日現在)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児
生年月日	令和3年4月2日～ 令和4年4月1日	令和2年4月2日～ 令和3年4月1日	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日

2 支援額 5万円(1児童あたり)

3 申請方法 通知でお知らせしたWebサイトまたは、アプリ内の申請フォームから

4 実施内容



5 開始時期

通知発送 11月30日

利用可能期間 12月8日から令和5年2月28日まで

八王子市医療的ケア児等コーディネーター事業の開始について

1 目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第5条及び第12条の規定に基づき、人工呼吸器を装着している障害児等、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(以下「医療的ケア児等」という。)とその家族が、保健・医療・福祉・その他関連分野の連携したサポートを受け、心身の状況とその成長に応じた適切な支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援体制を推進していくことを目的とする。

2 委託先

- ・社会福祉法人日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ

所在地：八王子市台町4-33-13

- ・一般社団法人シーズ

所在地：八王子市栢田町557-18

3 対象者

市内に住所を有する医療的ケア児等とその家族及び医療的ケア児等の支援を行う関係機関等。

4 事業内容

- (1) 相談窓口の設置(平日 9:00~17:00)

ただし、木曜日は相談業務を行わず、地域の体制づくり(支援者への研修や協力機関を増やす取組)に必要な活動を行う。

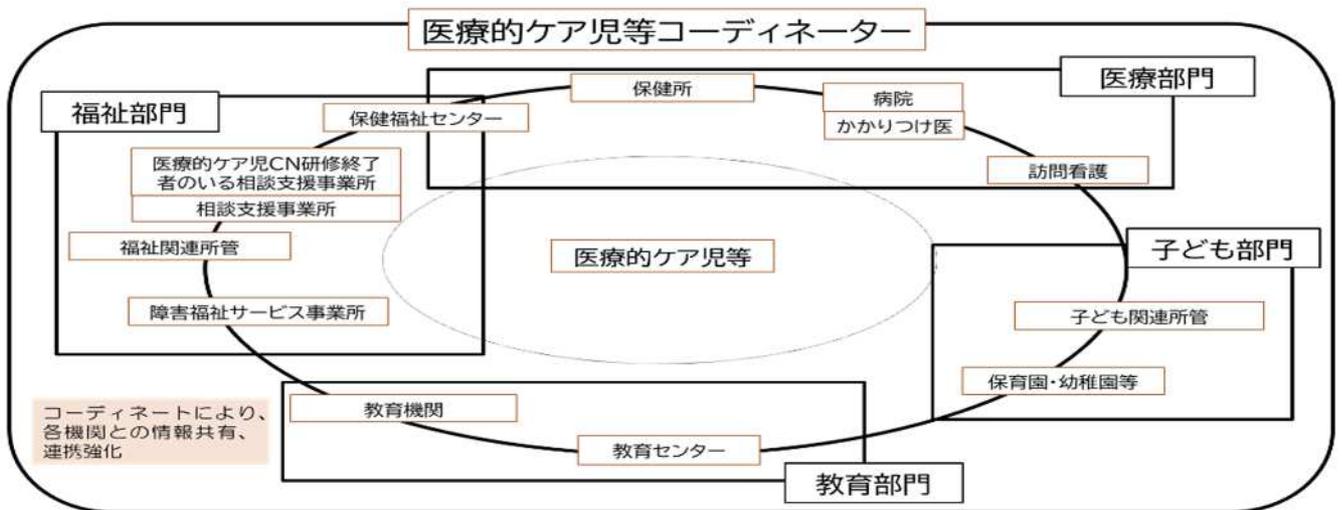
- (2) 関係機関との連絡調整、地域での支援体制づくり
- (3) 東京都が設置する「医療的ケア児支援センター」との協力・連携
- (4) 支援者への助言や必要な知識習得を目的とした研修の実施
- (5) 対象者の実態把握、社会資源等の把握
- (6) 医療的ケア児等の理解に関する普及・啓発

5 事業開始

令和5年(2023年)1月4日(水)

6 本市の事業の特徴

本市の地域資源を活用し、地域における小児医療・障害児(者)療育体制を支える医療機関等と契約することで、医療的な知識や経験を有したコーディネーターが、医療的ケア児等にかかる相談や地域の体制づくりに総合的に関わることができる。

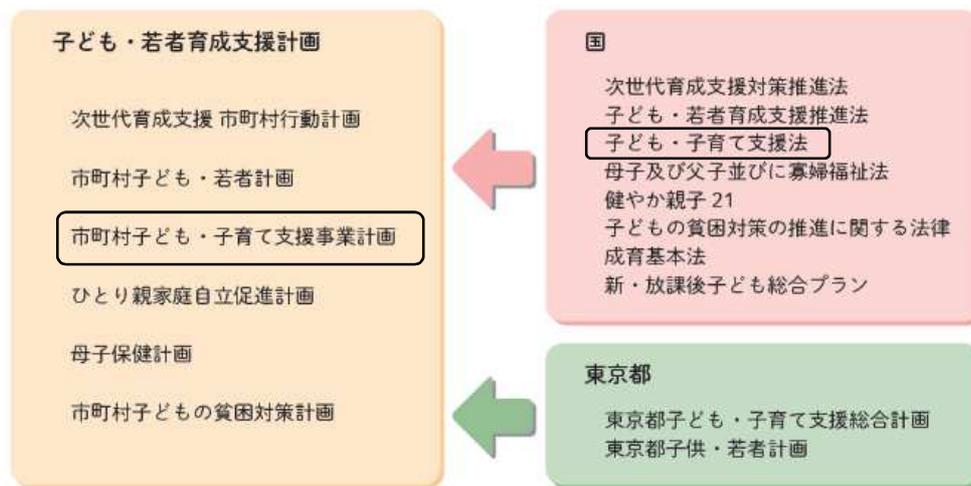


子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

「子ども・若者育成支援計画」に包含する「子ども・子育て支援事業計画」について、国から中間年の見直しのための考え方が示されたことから、令和4年度(2022年度)中に見直すことを予定しています。

1 子ども・子育て支援事業計画について(前回会議資料3の再掲)

子ども・若者育成支援計画に含まれる計画と関連法等



- (1) 根拠法令 子ども・子育て支援法第61条
- (2) 性質 市町村に策定が義務付けられている計画
- (3) 計画期間 令和2年度(2020年度)~6年度(2024年度)の5年間(法定)
- (4) 主な内容
- ・ 保育所、幼稚園等の利用量の見込みと提供体制の確保
 - ・ 一時保育や学童保育所等の利用量の見込みと提供体制の確保
 - ・ 要保護児童の養育環境の整備、障害児への支援
 - ・ 支援を行う関係機関の連携 など
- (5) 計画内容 子ども・若者育成支援計画 第3章(P120~129)
- (6) 計画の変更 計画を変更する際は、児童福祉専門分科会の意見を聴くこととしている。

2 中間見直しについて

内閣府から出された見直しのための考え方(別紙1)に従って見直しを行った結果、中間見直しについては次のとおり対応したいと思います。

- ・ 養育支援訪問事業を除き、各実績は見込みを下回っているため、中間年の見直しは行わない
- ・ 提供体制の適正化については、令和5年度に実施するニーズ調査及び6年度中に策定予定の次期計画の中で改めて整理する

なお、養育支援訪問事業については、今後の増加も踏まえても現在の体制で対応可能なため、見直しは行わないこととします。

3 見直しの内容

見直しは子ども・若者育成支援計画 P121～129 に掲載する「第3章 子ども・子育て支援事業計画」のうち、量の見込みの記載があり、実績値を集計することができる事業に絞って行いました。詳細は別紙2参照。

対象事業	(1) 教育・保育(幼稚園・保育園などの提供体制) (2) 地域子ども・子育て支援事業 ア 延長保育事業 イ 放課後児童健全育成事業(学童保育) ウ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業) エ 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業) オ 養育支援訪問事業 カ 地域子育て支援事業(子育てひろば事業) キ 一時預かり事業(幼稚園・保育施設等) ク 病児・病後児保育事業 ケ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) コ 妊婦健康診査事業
------	--

事務連絡
令和 4 年 3 月 18 日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの
ための考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行う」こととなっています。

今般、基本指針に基づいて、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方について送付いたします。各都道府県及び各市町村におかれては、これを参考としてご活用いただき、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただくとともに、管内市町村の対応状況等を踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切な見直し作業を進めていただきますようお願いいたします。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、国における子ども・子育て支援施策の充実の検討材料とするため、令和 4 年度中を目途に調査を実施することを予定しておりますのでご承知置きください。

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において計画期間の中間年における見直し（以下「中間年の見直し」という。）を行うための参考となる考え方を示すものである。

本資料における見直しの考え方は、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）の策定時において、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（以下「手引き」という。）等に基づき、教育・保育の量の見込みを算出している場合を念頭に置いたものである。

実際にどのような方法で見直しを行うかは、今回お示しした算出方法の全体を活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。

なお、既に地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、令和 3 年度に見直しを行った自治体や、現在見直しを実施中の自治体について、改めて作業を行うことを求める趣旨ではない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和 4 年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和 5 年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。他方、市町村計画が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関して定めるものであることを踏まえ、中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(留意事項)

- ・市町村計画における1号認定子どもの「量の見込み」については、施設型給付を受けない幼稚園を利用する子どもの数等も含まれており、実績値の把握に際しても留意が必要である。
- ・市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（以下「地方単独事業」という。）等による保育については、当分の間、確保方策に含めることを可能としていることから、認定を受けずに地方単独事業等を利用している子どもの数について把握している場合には、実績値の把握に際しても留意が必要である。

(2) 「実績値」と「量の見込み」との比較

(1)に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合*は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

$$\text{※ } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \text{ 又は } \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行うことや、(4)に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

(3) 要因分析

(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。

- ・①「推計児童数」に係る事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など）
- ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に係る事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）

（参考：「量の見込み」の計算式（「手引き」等より））

$$\text{①「推計児童数」} \times (\text{②「潜在家庭類型」} \times \text{③「利用意向率」}) = \text{「量の見込み（人）」}$$

（留意事項）

- ・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。
- ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。
- ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。

（４）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（３）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行うものとする。

（留意事項）

- ・過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意いただきたい。その際、全国の女性就業率の動向については、令和２年については前年比減となっているが、令和３年は再び上昇していることなどにも留意が必要である。
- ・令和３年４月１日時点の「実績値」については、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意する必要がある。当該影響により「実績値」が下がっていると考えられる場合には、例えば、当該影響が発生する前の令和２年４月１日時点までの「実績値」の傾向を活用すること等により、「量の見込み」の補正を行うといった方法が考えられる。
- ・女性の就業増加等を踏まえ、１号認定から２号認定への変更を希望する場合があることに留意する必要がある。

- ・市町村計画における「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合には、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有等を図る必要がある。
- ・「手引き」においては、アンケート調査を踏まえた標準的な算出方法を示しているところであるが、アンケート調査以外の方法も含む、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただし、この場合においても、「潜在的なニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある。

(5) 提供体制の確保の内容の変更

(4)により「量の見込み」を補正した場合、必要に応じ、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討するものとする。

2. 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

その際、例えば、

- ・放課後児童クラブについて、利用の申込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ、見直しを行う
- ・延長保育事業及び病児保育事業について、保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを行う
- ・一時預かり事業について、一時預かり事業を行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭類型の割合、専業主婦・主夫家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う
- ・地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業を始め、上記以外の地域子ども・子育て支援事業についても、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う

ことなどが考えられる。

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。

3. 留意点

(1) 計画的な受け皿整備に向けた運用上の工夫

各地域における待機児童の状況等を踏まえ、例えば下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行う必要があると考えられる。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備した後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う。
- ② 企業主導型保育施設の地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、その積極的な活用を図る。
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保する。
- ④ 必要利用定員総数について、令和6年度の必要利用定員総数が、令和5年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である令和6年度の必要利用定員総数に基づき行う。
- ⑤ 預かり保育事業に係る施設等利用給付の支給実績等も踏まえつつ、幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付ける。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直し（認定こども園の移行に関する事項を含む）

各都道府県においては、管内市町村の対応状況も踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画について、適切に見直しを進めていただきたい。その際、市町村の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町村計画に反映されるようにするため、関係市町村間の連携・調整を支援するとともに、広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。また、既存の幼稚園・保育所の希望に応じて認定こども園への移行を可能とするために設定いただいている「都道府県計画で定める数」について、改めて管内の事業者の希望を把握した上で、見直しを行うことが望ましいこと。

(3) 子ども・子育て支援法の一部改正を踏まえた対応

令和4年4月1日に一部施行される「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年法律第50号）により、市町村子ども・子育て

て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項が追加され、あわせて、基本指針の改正がなされたところである。なお、本改正を踏まえて市町村計画を直ちに見直す必要があるものではないが、市町村の実情に応じて、第2期計画の中間年の見直しや、第3期計画等により対応することも差し支えないとしているところであるため、今般の中間年の見直しに際しては留意いただきたい。

(4)見直しに当たっての手續

見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うこととする。また、市町村・都道府県間で十分連携して対応することが望ましい。

4. その他

- ・今般の中間年の見直しに関して検討状況を把握するため、令和4年中の見直しの予定の有無について、令和4年3月頃に調査を行う予定である。
- ・中間年の見直しを踏まえた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの改定状況について、令和4年度中を目途に調査を行う予定である。

(1) 教育・保育 実施状況

教育・保育													
事業内容	子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育(保育ママ)・小規模保育や事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。												
対象/単位	0~5歳 / 年度当初の利用人数(人/日)												
年度	2年度(2020年度)				3年度(2021年度)				4年度(2022年度)				
年齢	0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		0歳	1・2歳	3-5歳		
利用区分	保育所等利用			幼稚園等利用	保育所等利用			幼稚園等利用	保育所等利用			幼稚園等利用	
計画	量の見込み	831	3,800	6,536	5,305	829	3,846	6,452	5,099	819	3,832	6,329	4,904
	確保方策	980	3,972	6,826	7,806	982	3,976	6,846	7,806	1,004	4,020	6,866	7,746
	差(-)	149	172	290	2,501	153	130	394	2,707	185	188	537	2,842
実績	利用希望数	833	4,055	6,503	5,129	746	3,994	6,389	5,123	758	3,810	6,277	4,578
	確保状況	977	3,969	6,768	7,917	980	3,939	6,566	7,866	952	3,890	6,552	7,986
	差(-)	144	86	265	2,788	234	55	177	2,743	194	80	275	3,408
参考	年度当初の待機児童数	3	18	4	0	2	17	0	0	1	9	2	0
乖離率		0.2%	6.7%	-0.5%	-3.3%	-10.0%	3.8%	-1.0%	0.5%	-7.4%	-0.6%	-0.8%	-6.6%
量の見込み 算出方法		前年度の実績に地区ごとの人口増減率を加味して算出											
乖離の理由		育休制度の改正により、0歳の保育ニーズが減少していたことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大による利用控えの影響と考えられる。											

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 (データは2019年4月1日現在)	対象年齢	地域子ども・子育て支援事業の実績と乖離状況						乖離率	乖離の理由		
					2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	単位				
ア	延長保育事業 ・延長保育	子どもの教育・ 保育推進課 保育幼稚園課	多様化する就労形態に対応するため、 保育時間の前後に延長して保育を実施 します。認可保育所90か所で実施。	0~5歳	量の見込み	4,564	4,454	4,330	4,246	4,198	人/日	-95.20%	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による 利用控え	
					確保方策	9,402	9,334	9,635	9,635	9,635				
					確保状況の実績	9,402	9,334	-	-	-				
					利用実績	183	214	-	-	-				
	(民間保育園)	-	-	-	0~5歳	確保方策	8,205	8,205	8,205	8,205	8,205			人/日
						(利用実績)	166	198	-	-	-			
						確保方策	1,197	1,129	1,430	1,430	1,430			
(公立保育園)	-	-	-	0~5歳	(利用実績)	17	16	-	-	-	人/日			
					確保方策	1,197	1,129	1,430	1,430	1,430				
イ	放課後児童健全育成事業 -	放課後児童支援 課	就労などにより保護者が昼間家庭にい ない小学校1~6年生の児童に対して、 放課後に遊びや生活の場を提供しま す。	1~6年生	量の見込み	6,323	6,298	6,251	6,077	5,751	人/日	-1.29%		
					低学年	2,299	2,279	2,249	2,094	1,924				
					高学年	2,107	2,099	2,076	2,046	1,899				
					確保方策	1,731	1,749	1,748	1,723	1,702				
					(施設数)	108	98	116	140	131				
					確保状況の実績	59	58	47	58	72				
	(施設数)	19	15	15	16	23								
(学童保育所)	・学童保育所	放課後児童支援 課	68小学校区に88施設設置 小学6年生までの受け入れは14施設	1~6年生	確保状況の実績	7,163	7,283	7,403	7,523	7,643	人/日			
					(施設数)	90	92	94	96	98	箇所			
					利用希望	6,427	6,217	-	-	-	人/日			
ウ	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	子ども家庭支援 センター	保護者が就労や出産、病気などにより 子どもの養育が一時的に困難になっ た場合に、宿泊で短期間子どもを預かり ます。児童養護施設や認可外保育所、 養育協力家庭の合計16か所で預かりを しています。	1~12歳	量の見込み	803	765	729	694	661	人/年	-21.3%	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 による	
					確保方策	2,788	2,780	2,780	2,780	2,788				
					確保状況の実績	3,231	2,513	-	-	-				
					利用実績	648	602	-	-	-				

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 (データは2019年4月1日現在)	対象年齢	地域子ども・子育て支援事業の実績と乖離状況									
					2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	単位	乖離率	乖離の理由		
エ 乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健福祉 センター	乳児のいる全家庭を保健師などが訪問し、妊産婦の健康や乳児の成長・発達についての相談や情報提供などの支援を行います。保健師及び助産師の訪問により実施。	生後4か月 以内の乳児	量の見込み	3,035	2,989	2,943	2,898	2,854	人/年	-2.8%		
					確保方策	実施機関：保健福祉センター 実施形態：直営・委託併用					-			
					訪問率の実績	96.2	99.3	-	-	-	%			
					訪問実績	2,822	2,904	-	-	-	人/年			
オ 養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業	子ども家庭 支援センター	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児・家事支援や相談員による訪問相談を実施し、負担軽減を図ります。 (育児・家事支援) 育児や家事を支援するヘルパーを派遣。 (専門的支援) 相談員などが、子育てへの不安感が高い家庭へ助言・指導を実施。	0～18歳 特に支援を 必要とする 妊婦及び家 庭	量の見込み	2,892	3,333	3,848	4,447	5,144	件/年	9.75%	コロナ禍で在宅家庭が増加したことに伴い、支援対象が増加した。育児・家事支援については、実績以上の予算を確保しており、対象家庭数の増加に対応できている。専門的支援については職員で行っており、対象家庭数の増加にも対応できている。	
					(家事支援)	53	43	35	28	23				
					(専門的支援)	2,839	3,290	3,813	4,419	5,121				
					確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター					-			
					支援実績	3,941	3,658	-	-	-	-			
					(家事支援)	71	136	-	-	-	-			
(専門的支援)	3,870	3,522	-	-	-	-								
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	-	子ども家庭 支援センター	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供します。また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図ります。	0～2歳	量の見込み	254,403	249,315	244,329	239,442	234,653	人/年	-50.4%	新型コロナ対策として、利用者の人数制限やイベント等の実施方法に制限を行ったため。	
					確保方策	343,696	343,696	343,696	343,696	343,696	人/年			
					確保状況の実績	309,246	171,491	-	-	-	人/年			
					(施設数)	48	48	-	-	-	施設			
					利用実績	99,308	123,616	-	-	-	人/年			
カ (親子ふれあい広場) (親子つどいの広場)	・親子ふれあい広場 ・親子つどいの広場	子ども家庭 支援センター	・親子ふれあい広場 6か所 ・親子つどいの広場 5か所	0～2歳	確保状況の実績	98,800	98,800	98,800	98,800	98,800	人/年			
					(施設数)	11	11	-	-	-	施設			
					利用実績	65,162	85,076	-	-	-	人/年			
(児童館)	・児童館のひろば	青少年若者課	・児童館 10か所	0～2歳	確保状況の実績	112,320	112,320	112,320	112,320	112,320	人/年			
					(施設数)	10	10	-	-	-	施設			
					利用実績	24,216	28,546	-	-	-	人/年			
(保育所)	・公立保育園のひろば ・民間保育園のひろば	子どもの教育・ 保育推進課 保育幼稚園課	・公設公営保育園内 10か所 ・民間保育所内 17か所	0～2歳	確保状況の実績	132,576	132,576	132,576	132,576	132,576	人/年			
					(施設数)	27	27	-	-	-	施設			
					利用実績	8,164	9,994	-	-	-	人/年			

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 (データは2019年4月1日現在)	対象年齢	地域子ども・子育て支援事業の実績と乖離状況						単位	乖離率	乖離の理由
					2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)				
キ	一時預かり事業(幼稚園)	・預かり保育	保育幼稚園課 幼稚園の教育時間の前後に保育を希望する場合、在園児を預かります。用事などで不定期に利用する場合(不定期利用)と就労で毎日利用する場合(定期利用)があります。幼稚園(認定こども園含む)12園で実施しています。	3~5歳	量の見込み	138,897	152,787	152,787	152,787	152,787	人/年	-23.3%	幼児教育・保育の無償化に伴い需要増が見込まれたが、新型コロナウイルスの影響などにより想定を下回った。
					確保方策	160,820	160,820	160,820	160,820	160,820			
					確保状況の実績	143,063	157,823	-	-	-			
					利用実績	85,790	117,119	-	-	-			
	一時預かり事業(保育園など)	-	子どもの教育・保育推進課 保育幼稚園課 保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のリフレッシュのために一時的に預かります。	0~5歳	量の見込み	22,432	22,432	22,432	22,432	22,432	人/年	-40.2%	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による利用控え
					確保方策	58,296	58,290	58,290	58,290	58,314			
					確保状況の実績	55,724	35,366	-	-	-			
					利用実績	11,499	13,422	-	-	-			
キ	(公立保育園)	・一時保育	子どもの教育・保育推進課 保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 5か所	1~5歳	確保方策	12,932	12,932	12,932	12,932	12,932	人/年		
					確保状況の実績	13,432	14,546	-	-	-			
					利用実績	4,667	6,306	-	-	-			
		・休日保育	子どもの教育・保育推進課 日曜日・祝日に、一時的に預かります。 1か所	確保方策	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320				
				確保状況の実績	1,320	1,320	-	-	-				
				利用実績	732	999	-	-	-				
		・緊急保育	子どもの教育・保育推進課 出産や入院などの理由で、1~4週間、一時的に預かります。 10か所	確保方策	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440				
				確保状況の実績	2,930	2,930	-	-	-				
				利用実績	547	393	-	-	-				
		・年末保育	子どもの教育・保育推進課 12月29~31日の間、一時的に預かります。 2か所	確保方策	120	120	120	120	120				
				確保状況の実績	120	120	-	-	-				
				利用実績	73	91	-	-	-				
(民間保育園)	・一時保育	保育幼稚園課 保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 16か所	0~5歳	確保方策	33,788	33,788	33,788	33,788	33,788	人/年			
				確保状況の実績	34,574	34,574	-	-	-				
				利用実績	3,681	3,253	-	-	-				
	・休日保育	保育幼稚園課 日曜日・祝日に、一時的に預かります。 1か所	確保方策	792	792	792	792	792					
			確保状況の実績	792	792	-	-	-					
			利用実績	436	614	-	-	-					
(ファミリー・サポート・センター事業)	・ファミリー・サポート・センター	子ども家庭支援センター 地域において会員同士が子育てを相互に援助します。提供会員が、教育・保育施設等までの送迎や、自宅預かりを行っています。	0~5歳	確保方策	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	人/年			
				確保状況の実績	2,765	3,990	-	-	-				
				利用実績	1,251	1,661	-	-	-				
(トワイライトステイ事業)	・トワイライトステイ	子ども家庭支援センター 夜間に、一時的に預かります。 ・児童養護施設 1か所、認証保育所 1か所	1~12歳	確保方策	2,004	1,998	1,998	1,998	2,022	人/年			
				確保状況の実績	1,795	1,077	-	-	-				
				利用実績	112	105	-	-	-				

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 (データは2019年4月1日現在)	対象年齢	地域子ども・子育て支援事業の実績と乖離状況					単位	乖離率	乖離の理由			
					2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)						
ク	病児・病後児保育事業	-	保育幼稚園課	病中や病後で集団保育が困難な子どもを預かります。	0~5歳	量の見込み	2,229	2,225	2,221	2,217	2,213	人/年	-57.5%	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による	
						確保方策	5,777	5,777	5,777	5,777	5,777				
						確保状況の実績	5,290	5,272	-	-	-				
						利用実績	536	946	-	-	-				
	(施設型)	・病児・病後児保育事業	保育幼稚園課	病時または回復期で集団保育を受けることが困難な子どもを一時的に預かります。病院などに併設された施設4か所を実施。	0~5歳	量の見込み	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016	人/年			
						確保方策	5,567	5,567	5,567	5,567	5,567				
						確保状況の実績	5,227	5,227	-	-	-				
						利用実績	536	946	-	-	-				
	(ファミリー・サポート・センター)	・ファミリー・サポート・センター	子ども家庭支援センター	提供会員が自宅において、病後児を預かります。	0~5歳	量の見込み	213	209	205	201	197	人/年			
						確保方策	210	210	210	210	210				
						確保状況の実績	63	45	-	-	-				
						利用実績	0	0	-	-	-				
ケ	子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター	子ども家庭支援センター		1~6年生	量の見込み	1,537	1,508	1,479	1,451	1,422	人/年	-61.4%	利用意向が減少していることや、家庭内の感染等によって利用したくてもできない状況が発生することが多くなってきていると考えられる。	
						確保方策	1,575	1,680	1,785	1,890	1,960				
						確保状況の実績	720	705	-	-	-				
						利用実績	435	582	-	-	-				
	(小学校低学年)	-	-		育児の支援を受けたい会員と支援を行いたい会員による相互援助活動により、地域における子育てを支援します。提供会員が、学童保育所や習い事の送迎、自宅での預かりを行っています。 ・提供会員614名 ・依頼会員2349名 ・両方会員79名	1~3年生	量の見込み	693	680	667	654	641	人/年		
							確保方策	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155			
							確保状況の実績	528	495	-	-	-			
							利用実績	357	433	-	-	-			
	(小学校高学年)	-	-			4~6年生	量の見込み	844	828	812	797	781	人/年		
							確保方策	420	525	630	735	805			
							確保状況の実績	192	210	-	-	-			
							利用実績	78	149	-	-	-			
コ	妊婦健康診査事業	・妊婦健康診査事業	保健福祉センター	母子ともに安心して出産を迎えるため、医療機関にて妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、費用助成を行います。都内の指定医療機関で受診でき、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票を14回分交付しています。	全妊婦	量の見込み	37,431	36,809	36,187	35,566	34,944	回/年	-13.3%	少子化や新型コロナウイルス感染拡大による妊娠数の減少により、妊娠届出数が予測を下回ったため。	
						妊娠届出数(予測)	3,613	3,553	3,493	3,433	3,373				
						受診率(予測)	74%	74%	74%	74%	74%				
						総健診実施回数	32,027	31,898	-	-	-				
						受診率	77.3%	78.3%	-	-	-				